

地域計画

策定年月日	令和7年4月14日
更新年月日	—
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	寝屋川市 272159
地域名 (地域内農業集落名)	木屋地区 (木屋町・木屋元町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	6.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	6.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	2.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

寝屋川市の北部に位置しており、6.1haの水田が広がる。水稻を中心に耕作している。一部は貸農園となっており、市が運営・管理する貸農園もある。

【課題】

高齢化が進み、農地所有者の一定数は後継者が離れたところにいる、あるいは、後継者がいない。

又、アンケート結果より5年後、10年後は離農意向の農家が増加していることから、担い手の確保が今後の課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・将来に渡って良好な地域環境を保全していくためには、周辺住宅地域と良好な関係を維持しつつ、農業者や農業者以外の者が連携して農用地、水路、農道及びため池等の維持活動を行うことが重要である。

・さらに耕作放棄地の防止を図るために、本地区での主たる栽培作物である水稻を基本としながら、将来的には営農意欲の高い農業者への農地利用の促進を図り、地域の活性化に取り組んでいく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

営農意欲の高い農業者を中心に、地域住民も巻き込んだ農地の保全管理を図っていく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率

0

%

将来の目標とする集積率

0

%

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

当面は農地の保全管理に努め、将来的には営農意欲の高い農業者への集積に向けて検討を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
営農意欲の高い農業者へ農地利用を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
本地区は、現状では認定農業者や集落営農組織などの農業を担う者が不在であり、農地所有者が営農している現状である。今後、営農を拡大したい担い手農家や農業関連企業が出てきた際には、農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手への貸借を進めるなど検討したい。
(3)基盤整備事業への取組
・国・府・市等の補助金制度の活用も視野に入れ、必要に応じて農道整備や、水路改修工事を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
本地区の農地を良好に維持するため、既存の農業者を中心に、地域住民や農業ボランティアを希望する者など、幅広く担い手の確保に努める。新規参入希望者がある場合は市、府が連携して参入から定着までをサポートする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

計画区域の変更等に伴う「協議の場」の扱いは次の通りとする。

【協議の場の簡略化の対象とする事項】

1. 農地を農地法第3条または農地中間管理事業を活用して新たに、または継続して貸借する場合。
2. 農地法第4条または第5条による農地の転用のうち、目標地図において担い手への集積予定がなく、「今後検討」となっている農地で、かつ農地法の許可基準を満たしており、近隣農地所有者等との協議経過を付したもの。

【協議の場を簡略化する場合の手法】

協議の場を簡略化する場合、申請者は隣接する農地の所有者、その地域を担当する農業委員に周知し、その結果を申請書類に添付すること。

これを受けて、市はHPにて地域計画の変更予定があることを一定期間公表する。

これをもって、「協議の場」を実施したとみなす。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
計	0経営体”		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。